

特定非営利活動法人サロンみんなの保健室事務決裁規程

(通則)

第1条 NPO法人サロンみんなの保健室(以下「法人」という。)の事務処理を組織的に、迅速に行うために、理事長以下各役員の仕事の決裁区分を定めるものとする。決裁権限を認められた役員は、適切公平、迅速に仕事の処理に努めなければならない。

(用語の意義)

第2条 この規定における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 決裁 理事長、理事長の権限の受任者が、理事長の仕事について、最終的にその意志を決定することをいう。
- (2) 代決 理事長、理事長の権限の受任者若しくは専決者が、不在(病気その他の事故によりその意志を決定することができない状態をいう。以下同じ)である場合に、この規定に定める者が、代わって決定することをいう。

(代決の効力)

第3条 この規定の定めにより行った代決は、理事長の決裁と同一の効力を有する。

(事務決裁の基準)

第4条 決裁を必要とする事項については、以下の基準により取り扱うものとする。

(1) 理事長決裁事項の基準

- ① 法人の総合的な企画、調整、運営に係る基本方針に関すること。
- ② 予算の編成及び決算に関すること。
- ③ 法人の組織に関すること。
- ④ 会議の開催及び運営に関すること。
- ⑤ 債権・債務の伴う契約に関すること。
- ⑥ 法人運営上、重要な事項について決定すること。
- ⑦ 国、県、市に対する補助金、交付金、負担金等の申請に係る決定を行うこと。
- ⑧ 会員等の表彰に関すること。
- ⑨ 財産の取得に関すること。

(2) 副理事長決裁事項の基準

- ① 理事長不在時の代理。

(3) 担当する理事

- ① 事業計画及び予算案の作成に関すること。
- ② 予算の執行に関すること。
- ③ 受託事業の遂行に関すること。
- ④ 国、県、市に対する補助金、交付金、負担金等の精算報告に関すること。
- ⑤ 会員名簿の管理に関すること。
- ⑥ 関係機関、団体との連絡調整に関すること。

- ③ 刊行物の編集及び発行に関すること。
- ④ 文書の收受、管理に関すること。
- ⑤ 軽易な照会、回答、通知、報告に関すること。
- ⑥ 物品の管理に関すること。
- ⑧ 会費の収納に関すること。
- ⑨ その他規程に定めがない事務の処理に関すること。

(代決)

第5条 理事長の決裁を受けるべき事項について、理事長が不在であるときは、副理事長が代決をする。

- 2 副理事長の決裁を受けるべき事項について、副理事長が不在であるときは、代決を行う者について理事長が指定する。

(代決の範囲)

第6条 前条の代決は、予め指示を受けた事項及び特に至急に処理しなければならない事項に限り行うことができる。ただし、異例なもの、新規な事項及び疑義のあるものについては、代決することができない。

(後閲)

第7条 第5条の規定により処理した事項については、決裁権者が復帰後速やかに承認を求めなければならない。

附則

- 1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。